

事務連絡  
平成23年3月25日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う要援護者の受入並びに  
社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣について（その2）

東北地方太平洋沖地震に伴う要援護者の支援に最大限のご尽力をいただき、感謝申し上げます。

標記については、3月23日付け事務連絡において、積極的な取組についてご依頼申しあげたところですが、具体的な取組方法並びに状況報告の様式等について別添のとおりと致しますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、協力団体にも連絡済みであることを申し添えます。

## 被災した介護施設の要介護高齢者の受入に関するスキーム(基本例)

### 1 受入要請リスト及び受入可能リストの登録

- ① 岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市、いわき市（以下「3県等」という。）は、**区域の介護施設等の受入要請人数、搬送に関する特記事項（病状、搬送上の留意事項等）について協力団体、厚生労働省現地対策本部職員等と共同して把握する（受入要請リスト作成）。**
- ② 3県等以外の都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）は、**区域の介護施設等の受入可能人数について把握し、所定の様式（○○県調査総括表、○○県調査内訳表（別添1））に取りまとめ、国（厚生労働省老健局高齢者支援課）へ隨時報告する（受入可能リスト作成）。**
- ③ 国は、都道府県等から報告を受けた○○県調査総括表を集計し、各施設分類別の緊急受入可能数を取りまとめる（全国の受入可能リストの取りまとめ）。

### 2 受入可能リスト提供、協力団体との調整等

- ① 国は、3県等へ受入可能リストを送付する。
- ② 3県等は、協力団体等と共同し、受入要請リストを元に、受入可能リストから受入先都道府県等を選定する。
- ③ 3県等の協力団体は、受入先都道府県等に対し、受入要請リストの情報を提供するとともに、具体的な個別施設の情報を依頼する。

### 3 リスト（個票）の提供

- ① 受入先都道府県等は、受入先施設を選定するとともに、3県等に対し、○○県調査内訳表（別添1）から選定した情報を提供する。
- ② 3県等と受入先都道府県等は、協力団体と共に、搬送方法、搬送日等も含め、受入れに関する最終的な調整を行い、順次受入を開始する。  
※ 移送手段については、当該時点の車両・燃料の手配の実情により、必要に応じ厚生労働省災害対策本部を通じ要請。

### 4 受入決定数の状況報告

- ① 3県等の協力団体は、**毎日1回、受入の状況を所定の様式（別添2）に記入し、国（厚生労働省老健局高齢者支援課）、3県等及び受入先都道府県等にメールにて報告する。**

国への報告先：厚生労働省老健局高齢者支援課予算係長 森田直樹  
(メールアドレス: morita-naoki@mhlw.go.jp)

※ケアマネ協会と介護福祉士会連携チーム（仮称）からの介護施設への入所依頼についても適宜対応する。

別添1

## ○○県(市)受入可能調査総括表

(高齢者関係施設)

	施設分類	施設コード	定員	現員	現時点の緊急受入可能数(注1)		現在の避難者受入済数(注2)	
					施設数	人数	施設数	人数
○○県市	介護老人福祉施設(特養)	1						
	介護老人保健施設	2						
	養護老人ホーム	3						
	料老人ホーム	4						
	有料老人ホーム	5						
	適合高齢者専用賃貸住宅	6						
	認知症高齢者グループホーム	7						
	単独型老人短期入所施設	8						
合計					0	0	0	0

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人数)」とは、現在の避難者受入済とは別に、今後、受入が可能と考えられる人数。

(注2)「現在の避難者受入済数(人数)」とは、地震の発生に伴い受け入れた避難者の現在の人数。

## ○○県(市)受入可能調査内訳表

	施設名	施設コード	定員	現員	現時点の緊急受入可能数(注1)		現在の避難者受入済数(注2)	
					施設数	人数	施設数	人数
○○県市	○○○園	1						
	□□の里	1						
	▲▲苑	2						
	△△ホーム	8						
合計					0	0	0	0

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人数)」とは、現在の避難者受入済とは別に、今後、受入が可能と考えられる人数。

(注2)「現在の避難者受入済数(人数)」とは、地震の発生に伴い受け入れた避難者の現在の人数。

## 被災した介護施設の要介護者受入状況(県)

平成23年 月 日現在

受入依頼元		受入先		施設名	所在地	依頼日	調整状況(※)			備考
所在地	施設名	施設種別	受入人数				二ーズ 把握	マッチング	受入 済	
(例) 福島県	〇〇市	〇〇苑	特養	秋田県〇〇市	〇〇荘	10月20日			○	3月24日受入
1 福島県										
2 福島県										
3 福島県										
4 福島県										
5 福島県										
6 福島県										
7 福島県										
8 福島県										
9 福島県										
10 福島県										
合計										

## 【留意事項】

※「調整状況」は、調整の状況が進む毎にニーズ把握→マッチング→受入済へ「○」を移動させること。

※青色のセルは計算式が入っているので入力しないこと。

※「調整状況」の「ニーズ把握」は、受入を希望する県の情報提供により、受入を希望する県が把握したことをいう

※「調整状況」の「マッチング」は、受入を希望する県と、受入に向けた具体的な調整を実施していることをいう

写真

## 被災した介護施設への職員派遣に関するスキーム（基本例）

### 1 派遣要請リスト及び派遣可能リストの登録

- ① 岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市、いわき市（以下「3県等」という。）は、**区域の施設・職種別職員派遣要請人数について協力団体、厚生労働省現地対策本部職員等と共同して把握する（派遣要請リスト作成）。**
- ② 3県等以外の都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）は、**区域の施設・職種別職員派遣可能人数について把握し、所定の様式（○○県派遣職員調査総括表（別添3））に取りまとめ、国（厚生労働省老健局振興課）へ隨時報告する（派遣可能リスト作成）。**
- ③ 国は、都道府県等から報告を受けた○○県派遣職員調査総括表を集計し、各施設・職種別派遣可能人数を取りまとめる（全国の派遣可能リストの取りまとめ）。

### 2 派遣可能リスト提供、協力団体との調整等

- ① 国は、3県等へ派遣可能リストを送付する。
- ② 3県等は、協力団体等と共に、派遣要請リストを元に、派遣可能リストから派遣依頼先都道府県等を選定する。
- ③ 3県等の協力団体は、派遣依頼先都道府県等に対し、派遣要請リストの情報を提供するとともに、具体的な個別派遣職員の情報の提供を依頼する。

### 3 リスト（個票）の提供

- ① 派遣依頼先都道府県等は、派遣職員を選定するとともに、3県等に対し、派遣職員登録票（別添4）から選定した票を提供する。
- ② 3県等と派遣依頼先都道府県等は、協力団体と共に、職員派遣に関する最終的な調整を行い、順次派遣を開始する。

### 4 派遣決定数の状況報告

- ① 3県等の協力団体は、**毎日1回、派遣の状況を所定の様式（別添5）に記入し、国（厚生労働省老健局高齢者支援課）3県等及び派遣依頼先都道府県等にメールにて報告する。**

国の報告先：厚生労働省老健局高齢者支援課予算係長 森田直樹  
(メールアドレス : morita-naoki@mhlw.go.jp)

別添(3)

## 〇〇県(市)派遣可能職員調査総括表 (高齢者関係施設)

(単位:人)

【別紙】

〇〇県市	施設・事業所分類	ホームヘルパー	施設等介護職員	看護職員	左記以外の職員	計
介護老人福祉施設(特養)						
介護老人保健施設						
養護老人ホーム						
軽費老人ホーム						
有料老人ホーム						
適合高齢者専用賃貸住宅						
認知症高齢者グループホーム						
短期入所生活介護事業所						
通所介護事業所						
小規模多機能居宅介護事業所						
訪問介護事業所						
訪問入浴介護事業所						
夜間対応型訪問介護事業所						
合計						

別添 4

## 【別紙2】

県・市

## 派遣職員登録票

平成23年 月 日現在

施設種別	施設名		
都道府県	住所	TEL	FAX
担当者(役職)			

	派遣可能期間	派遣可能な職員の職種	性別	備考
例	〇月〇日～〇月〇日(〇日間)	介護職員	男・女	
1			男・女	
2			男・女	
3			男・女	
4			男・女	
5			男・女	

※「派遣可能な職員の職種」欄には、介護職員の他、看護職員、相談員、OT、PT等派遣いただける職員の職種を記載してください。

※5名を超えて登録しただける場合には、恐縮ですが本票をコピーしてご記入ください。

※3月28日から4月中に派遣が可能な職員について、ご記入ください。

## 社会福祉施設等への職員派遣状況(県)

平成23年 月 日現在

派遣先	所在地	施設等名	施設種別	派遣元		派遣人数			調整状況(※)			
				都道府県等	施設等名	ホーム ヘルパー	施設等 介護職員	看護 職員	を除以外の 職員	合計	派遣 日数	(人日×日数)
(例) 福島県	〇〇市	〇〇團	特養	〇〇県	〇〇苑	0	3	1	1	5	5	25
1 福島県												○
2 福島県												
3 福島県												
4 福島県												
5 福島県												
6 福島県												
7 福島県												
8 福島県												
9 福島県												
10 福島県												
合計												

## 【留意事項】

※「調整状況」は、調整の状況が進む毎にニーズ把握→マッチング→受入済へ「○」を移動させること。

※青色のセルは計算式が入っているので入力しないこと。

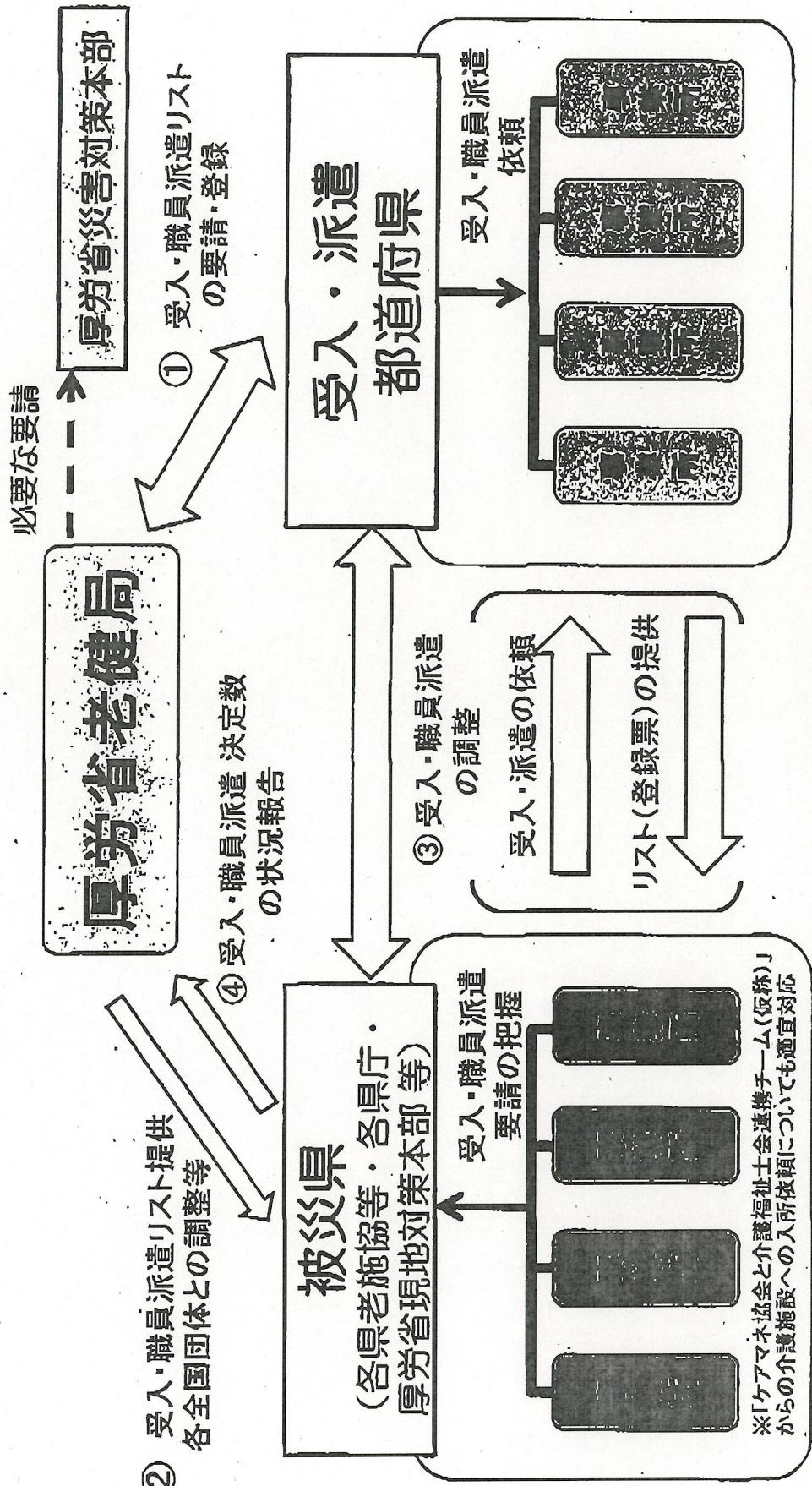
※「調整状況」の「ニーズ把握」は、派遣を希望する県の情報提供により、派遣を希望する県のニーズを派遣依頼先の県が把握したことをいう

※「調整状況」の「マッチング」は、派遣を希望する県と、派遣を希望する県との間で、派遣に向けた具体的な調整を実施していることをいう

別添 5

【参考資料】

## 「要援護者の受入」及び「職員派遣」について



- ※ 受入・職員派遣決定後の移送手段については、当該時点の車両・燃料手配の実情により、必要に応じ、
- ※ 厚生労働省災害対策本部を通じ要請。

「東北地方太平洋沖地震による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係るQ&A  
(\*当面の考え方であり今後変更がある可能性もあります。前回からの追加、変更点については朱書きにしております。)」

2011/3/22版

番号	区分	質問事項	対応方針・課題等
1	職員の処遇・派遣職員の入料費(各種手当含む)や滞在費はどうなるのか。	・派遣職員の受け入れを行った社会福祉施設等に対しては、施設別ごとに介護細則、自立支援給付又は賃金が支拂われねり、更に該施設所として委託を受けた社会福祉施設等については、被災者10人ににつき1人の介助員等の配置を要する旨が災害救助費から支拂われるこことなっています。 ・このため、派遣職員を受け入れた施設は、当該職員を活用して在宅職員に対する人件費及び在料を負担するものとし、支給に当たっては、在宅職員の活動内容等を考慮するとともに、派遣料とも協議の上、決定するよう努めたいといたします。 ・なお、社会福祉施設等以外の運営事業に対する職員派遣の基準については、現在検討中です。	
2	職員の処遇・派遣職員の交通費は、災害救助費の対象となるか。(被災自治体を通じて在宅職員の派遣・お見込みのとおりです。	・在宅職員は、職員登録証の算員として點数することになります。また、応用施設からの派遣の場合は、在廊出向の形となります。	
3	職員の処遇・派遣職員の身分は職員か、またはボランティアか。	・派遣される職員が現地施設に算員として採用される場合であれ、派遣職員からの在宅又は在宅勤務による災害による災害に於ける災害についても、被災体験の効果となります。	
4	職員の処遇・派遣される職員に労災保険の適用はあるのか。(現地に着くまでが通勤災害になるか否か。)	・実際の派遣先としては、被災県における社会福祉施設等を想定しております。また、マッチングに当たっては、必ず施設・職員の意向を尊重いたします。	
5	職員の処遇・専門職位が異なる施設への派遣もあり得るのか。 (例)保健士が老人施設へ派遣されるなど。	・可能な限りマンドレングするよう調整したいと考えております。なお、マッチングに当たっては、派遣先施設・職員及び職員受入施設の意向を尊重いたします。	
6	職員の処遇・派遣職員について、1人当たりの派遣期間はどの程度か。	・派遣期間については、可能な範囲内でお願いいたします。	
7	職員の処遇・支度に派遣先で軽く慰謝料などのような施設なのか、また、どの自治体で勤務することになるのか、希望を聞いてくれるのか。	・利用者の状況に適した施設が生じない範囲であれば、派遣職員の派遣により、配属職場を一時的に下回ってもやむを得ないものと考えており、自治体におかれても一定程度お願いいたします。また、困難については、派遣が致しません。	
8	派遣元地盤・職員を派遣するにどのようにして、施設配置基準を下回ることとなつてもよいか。その場合、相談は誰が、希望を聞いてくれるのか。	・利用者の状況に適した施設が生じない範囲であれば、派遣職員の派遣により、配属職場を一時的に下回ってもやむを得ないものと考えており、自治体におかれても一定程度お願いいたします。また、派遣先部分は被災地(被災経済が適用された経済圏)となります。	
9	派遣元地盤・災害救助費の負担割合如何。また地方負担は被災地が、派遣元県が。	・原則的に精算はいたしまいますが、寄附に際する費用が多大である等の場合には四国県間精算額の一定割合について核算払いも可能です。	
10	災害救助費・災害救助費はいつ頃支払われるのか。	・災害救助費はいつ頃支払われるのか。	
11	災害救助費・災害救助費の計算となる経費の範囲、支払い等の基準を定めた要綱等はあるのか。	・厚労省が全国都府に依頼した文書は、自治体に記してお参考ください。そ	
12	その他・名や旅館内宿について請問があるものか。	・厚労省が全国都府に依頼した文書は、自治体に記してお参考ください。そ	
13	その他・一切が過ぎた後も介護職員等の派遣に応募することができるのか。	・お見込みのとおりです。その場合には、随時御相談下さい。	
14	その他・派遣登録後のスケジュールについて請問があるものか。 ・5月以降に派遣可能な職員の貢献について請問募集はあるのか。	・今後、被災県の要請を受けて調整を行い、その結果をお聞きすることになります。 ・なお、派遣県の事情によっては、直ちに派遣をお願いする事もありますのでご了承ください。 ・今回の調査は、当面の派遣可能な人數を把握するためのものですが、今後、被災県からの要請があれば、5月以降の派遣可能人數についても、追加査定したいと考えておられます。	

【参考資料2】